**債務負担行為に係る契約の特則**

第１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

　　　　　　　令和６年度　（業務委託料の　　０％相当額）　円

　　　　　　　令和７年度　（業務委託料の１００％相当額）　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

　　　　　　　令和６年度　（業務委託料の　　０％相当額）　円

　　　　　　　令和７年度　（業務委託料の１００％相当額）　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。